

### 計画策定の経過

回数	開催日	会議等	内容
1	平成 24 年 5 月 17 日	所内研究班	役割分担、スケジュール、市民意識調査の内容について
2	平成 24 年 6 月 20 日	所内研究班	庁内連絡会、市民意識調査の内容について
3	平成 24 年 7 月 19 日	健康づくり推進懇談会	平成 23 年度「健やか高松 21」の推進状況、平成 24 年度の取組、市民意識調査の内容について
4	平成 24 年 7 月 27 日	所内研究班	庁内実務担当者、市民意識調査の内容について
5	平成 24 年 8 月 17 日	所内研究班	市民健康意識調査票の内容（模擬調査結果の意見）、依頼文書、想定問答、目標値の評価について
6	平成 24 年 10 月 4 日	所内研究班	最終評価に係る健康づくりの指標（数値目標）の直近実績値の収集状況（進捗状況）、各分野の健康課題について
—	平成 24 年 11 月 1 日～30 日	高松市民の健康づくりに関する調査	18 歳以上の市民 3,000 人を対象に郵送法によるアンケート調査を実施
7	平成 24 年 11 月 15 日	所内研究班	最終評価報告書の構成、最終評価に係る健康づくりの指標の直近実績値及び各分野の健康課題について
8	平成 24 年 12 月 17 日	所内研究班	最終評価報告書の構成、最終評価に係る健康づくりの指標の直近実績値及び各分野の健康課題について
9	平成 25 年 1 月 18 日	所内研究班	最終評価報告書の構成、最終評価に係る健康づくりの指標の直近実績値及び各分野の健康課題について
10	平成 25 年 2 月 14 日	所内研究班	健康づくりの指標の最終評価及び各分野の健康課題、今後の課題について
11	平成 25 年 2 月 25 日	庁内連絡会	「健やか高松 21」最終評価について報告
12	平成 25 年 2 月 28 日	健康づくり推進懇談会	「健やか高松 21」最終評価について報告及び意見聴取
13	平成 25 年 3 月 25 日	所内研究班	「健やか高松 21」第 2 次計画の構成について
14	平成 25 年 4 月 23 日	研究会議	「健やか高松 21」第 2 次計画の構成について
15	平成 25 年 4 月 30 日	研究会議	公衆衛生及び地域保健分野の大学教授による指導・助言を受け、「健やか高松 21」第 2 次計画の検討（以下 7 回）

回数	開催日	会議等	内容
16	平成 25 年 5 月 27 日	研究会議	第 2 次計画の構成について検討
17	平成 25 年 6 月 21 日	研究会議	最終評価、第 2 次計画の指標について検討
18	平成 25 年 7 月 9 日	研究会議	行動目標、指標、推進施策について検討
19	平成 25 年 7 月 17 日	健康づくり推進幹事会	「健やか高松 21」最終評価及び第 2 次計画骨子（案）について
20	平成 25 年 7 月 23 日	健康づくり推進本部会	「健やか高松 21」最終評価及び第 2 次計画骨子（案）について
21	平成 25 年 7 月 25 日	健康づくり推進懇談会	「健やか高松 21」最終評価及び第 2 次計画骨子（案）について意見聴取
22	平成 25 年 8 月 19 日	研究会議	計画基本方針、行動目標、指標、推進施策等について検討
23	平成 25 年 9 月 27 日	研究会議	計画基本方針、行動目標、指標、推進施策、コラム等について検討
24	平成 25 年 10 月 17 日	研究会議	最終評価の確定及び現状、課題の見直し
25	平成 25 年 11 月 12 日	研究会議	第 2 次計画素案まとめ
26	平成 25 年 11 月 15 日	健康づくり推進幹事会	第 2 次計画素案について審議
27	平成 25 年 11 月 20 日	健康づくり推進本部会	第 2 次計画素案について審議
28	平成 25 年 12 月 3 日	政策会議	第 2 次計画素案について審議
29	平成 25 年 12 月 19 日	研究会議	第 2 次計画名称及び新規事業等について検討
30	平成 26 年 1 月 16 日	健康づくり推進懇談会	高松市健康都市推進ビジョン（仮称）素案について意見聴取
31	平成 26 年 1 月 29 日	高松市議会教育民生調査会	高松市健康都市推進ビジョン（仮称）素案について審議
—	平成 26 年 1 月 29 日～ 2 月 20 日	パブリックコメント	
32	平成 26 年 2 月 27 日	研究班代表者会議	健康づくり推進懇談会及び議会、パブリックコメント等に対する市の意見・対応について

高松市健康づくり推進懇談会委員名簿

役職	平成24年度	平成25年度	団体等の役職名
会長	高 島 美 人	高 島 美 人	高松市医師会 副会長
委員	穴 吹 昇 三	穴 吹 昇 三	高松市歯科医師会 相談役
	安 田 美 榮 子	安 田 美 榮 子	高松市薬剤師会 副会長
	田 中 邦 代	田 中 邦 代	香川県看護協会 常任理事
	三 野 安 意 子	三 野 安 意 子	香川県栄養士会 会長
	熊 康 雄	多 田 孜	高松市コミュニティ協議会連合会 副会長
	黒 石 美 恵 子	黒 石 美 恵 子	高松市食生活改善推進協議会 会長
	喜 田 清 美	喜 田 清 美	高松市保健委員会連絡協議会 会長
	沖 川 学	辻 佳 宏	高松青年会議所 理事長
	葛 西 優 子	葛 西 優 子	高松市PTA連絡協議会 副会長
	豊 島 實	豊 島 實	高松市老人クラブ連合会 会長
	林 巍	林 巍	高松市体力づくり市民会議 議長
	河 原 俊 巳	河 原 俊 巳	香川県小学校教育研究会高松支部学校保健部会 会長
	平 尾 智 広	平 尾 智 広	香川大学医学部人間社会医学講座公衆衛生学 教授
	高 嶋 伸 子	高 嶋 伸 子	香川県立保健医療大学保健医療学部看護学科 教授
	阿 部 純 也	阿 部 純 也	公募委員 日本健康運動指導士会香川県支部
中 山 照 美	中 山 照 美	公募委員 在宅保健師	
岡 田 和 子	岡 田 和 子	公募委員 全国健康保険協会香川支部	

## 高松市健康づくり推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に係る施策の総合的な推進を図るため、高松市健康づくり推進懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(意見聴取事項)

第2条 市長は、次に掲げる事項について、懇談会の意見を聴くものとする。

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき本市が策定する健康増進計画に関すること。
- (2) 市民及び関係団体の連携による健康づくり運動の推進に関すること。
- (3) 生活習慣の改善のための多様な情報提供及び効果的な啓発の推進に関すること。
- (4) その他健康増進計画の目標の達成に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉その他地域保健に関係する団体の代表者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第2号及び第3号に規定する委員がその身分を失ったときは、委員を辞したものとする。

(会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、健康福祉局保健所保健対策課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱による最初の懇談会の会議及び委員の任期満了後における最初の懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 高松市健康づくり推進本部会要綱

### (設置)

第1条 市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に係る施策の総合的な推進を図るため、高松市健康づくり推進本部会（以下「本部会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 本部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 健康づくりに関する施策の総合的な検討及び推進に係ること。
- (2) 健康づくりに関する施策について各局間における連絡調整に係ること。
- (3) その他健康づくりに関する重要事項に係ること。

### (組織)

第3条 本部会は、会長、副会長及び委員で組織し、会長は健康福祉局長を、副会長は保健所長を、委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、本部会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 本部会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (幹事会の設置)

第5条 本部会は、その所掌事務に関して具体的な事項を検討するため、高松市健康づくり推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織し、幹事長は保健所長を、副幹事長は保健所次長を、幹事は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 本部会の庶務は、健康福祉局保健所保健対策課において行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年2月25日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

市民政策局長	総務局長	財政局長	環境局長	創造都市推進局長	都市整備局長	消防局長	病院局長	上下水道局長	教育局長
--------	------	------	------	----------	--------	------	------	--------	------

別表第2（第5条関係）

局名	職名
市民政策局	政策課長 政策課男女共同参画推進室長 地域政策課長 地域政策課交通安全対策室長
総務局	人事課長
財政局	財政課長
健康福祉局	健康福祉総務課長 国保・高齢者医療課長 障がい福祉課長 生活福祉課長 長寿福祉課長 介護保険課長 地域包括支援センター長 子育て支援課長 こども園運営課長 保健対策課長 生活衛生課長 保健センター長
環境局	環境総務課長
創造都市推進局	産業振興課長 農林水産課長 スポーツ振興課長
都市整備局	都市計画課長
消防局	消防局総務課長
病院局	市民病院事務局総務課長
上下水道局	企業総務課長
教育局	学校教育課長 保健体育課長 生涯学習課長